



2022年5月30日

各 位

会社名 株式会社オーイズミ
代表者名 代表取締役社長 大泉 秀治
(コード番号 6428 東証プライム)
問合せ先 取締役管理部長 北村 稔
(TEL 046-297-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第54回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 取締役として広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第32条(取締役の責任免除)として新設するものです。

なお、定款第32条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (4) 機動的な配当政策および資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、変更案43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第6条（自己株の取得）を削除するものです。
- (5) 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものです。
- (6) その他、条数の整備等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (自己株の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 ～ (条文省略) 第13条</p>	<p>第6条 ～ (現行どおり) 第12条</p>
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第13条 (電子提供措置等) 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条 ～ (条文省略) 第18条</p>	<p>第14条 ～ (現行どおり) 第17条</p>
<p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)は7名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>第19条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第21条</u> (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>第20条</u> (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><u>第22条</u> (役付取締役) 取締役会はその決議によって、取締役の中から、<u>社長1名</u>を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役<u>若干名</u>を選定することができる。</p>	<p><u>第21条</u> (役付取締役) 取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、<u>取締役社長1名</u>を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各<u>若干名</u>を選定することができる。</p>
<p><u>第23条</u> ～ (条文省略) <u>第24条</u></p>	<p><u>第22条</u> ～ (現行どおり) <u>第23条</u></p>
<p><u>第25条</u> (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><u>第24条</u> (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる</p>
<p><u>第26条</u> (取締役会の招集の手続き) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>第25条</u> (取締役会の招集の手続き) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>第27条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第28条</u> (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>第27条</u> (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
	<p><u>第28条</u> (業務執行の決定の取締役への委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、<u>議長ならびに出席取締役および出席監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>第29条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、<u>議長および出席取締役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>
<p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役、監査役会</u></p> <p>第32条 (監査役および監査役会) 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第33条 (監査役の員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第34条 (選任方法) <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第35条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>第32条 (取締役の責任免除) <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第33条 (監査等委員会の設置) 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条</u> (監査役会の招集の手続き) <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとするただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p><u>第34条</u> (監査等委員会の招集の手続き) <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p><u>第37条</u> (監査役会の決議方法) <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p><u>第35条</u> (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u>をもって行う。</p>
<p><u>第38条</u> (監査役会の議事録) <u>監査役会</u>の議事については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p><u>第36条</u> (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会</u>の議事については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>
<p><u>第39条</u> (常勤の監査役) <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第40条</u> (監査役会規程) <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p><u>第37条</u> (監査等委員会規程) <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p><u>第41条</u> (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第42条</u> ~ <u>第44条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第38条</u> ~ <u>第40条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第45条</u> (会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><u>第41条</u> (会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第46条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第42条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第47条</u> (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. <u>上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p><u>第43条</u> (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、配当金という。)をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第48条</u> <u>(中間配当)</u> 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p><u>第49条</u> 配当金（中間配当金を含む）は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第44条</u> 配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第54回定時株主総会終結前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および本定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第54回定時株主総会終結前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>